

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年9月21日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)甲賀水口複合商業施設
甲賀市水口町北脇字岡本1772ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表取締役 小幡 尚孝
株式会社オート・ハンズ 甲賀市水口町中邸5番58号
代表取締役 藤井 鐘徳
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
駐車場の自動車の出入口の数および位置 3箇所
 - (2) 変更後
駐車場の自動車の出入口の数および位置 4箇所
- 4 変更年月日
平成19年9月7日
- 5 変更の理由
来客の利便性向上のため
- 6 届出年月日 平成19年9月6日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1新館2階
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1東館3階
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
甲賀市産業経済部商工観光課 甲賀市水口町水口6053
 - (2) 縦覧期間 平成19年9月21日から平成20年1月21日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成20年1月21日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520 8577 大津市京町四丁目1 1